

豊中市児童育成支援拠点事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が実施する、児童福祉法に規定する児童育成支援拠点事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

（実施主体）

第3条 実施主体は、豊中市（以下「市」という。）とする。ただし、市が適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者（以下、「事業者」という。）に委託を行うことができるものとする。

（事業の内容）

第4条 本事業において提供する支援の内容は、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としてはア〜クとし、地域の実情等に応じてケを実施する。なお、次のア〜クの支援は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備するものとする。

（1）包括的に実施する内容

- ア 安全・安心な居場所の提供
- イ 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）
- ウ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- エ 食事の提供

- オ 課外活動の提供
 - カ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
 - キ 保護者への情報提供、相談支援
 - ク その他、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、特に必要と認められるもの
- (2) 地域の実情等に応じて実施する内容
- ケ 送迎支援

(支援の対象)

第5条 本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、市の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、この事業による支援が必要であると市が認めた、次に掲げるような状態にある市内に在住の児童及びその保護者とする。

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (3) その他、本事業の目的に鑑みて、市が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

(職員の配置および要件)

第6条 本事業を行う職員は、支援の実施にあたり、第1号及び第2号の職員を配置し、必要に応じて第3号または第4号の要件を有する職員を配置する。

- (1) 管理者
児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者
- (2) 支援員
児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者
- (3) 心理療法担当職員

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する１年以上の経験を有する者

(４) ソーシャルワーク専門職員

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の策定や豊中市子どもを守る地域ネットワーク等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

- 2 職員のうち１人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第４条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に２年以上従事していた経験を有する者又は第１項第３号に該当する者を置く。
- 3 第１項第１号又は第２号のうち１人以上は常勤職員とし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努める。
- 4 人員配置にあたっては、児童５人に対し１人以上の職員を目安に配置し、利用児童がいる時間帯については、２人以上の職員を配置する。なお、利用児童が５人未満の場合で、職員のうち１人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(職員の業務)

第７条 前条に規定する各職員は次の業務を行う。

(１) 管理者

児童や保護者に対し、第４条に規定する支援等を行うほか、主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市の事業担当部署やはぐくみセンター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の策定等を行う。

(２) 支援員

児童や保護者に対し、第４条に規定する支援等を行う。

(３) 心理療法担当職員

メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援を行う。

(4) ソーシャルワーク専門職員

児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの支援等を行う。

ア 学校、豊中市子どもを守る地域ネットワーク等の関係機関における会議への出席等

イ 児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ その他、居場所における児童に必要な支援

(職員研修)

第8条 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努める。研修は、市内各地域の実情に応じた内容により実施する。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行う。

(実施施設)

第9条 本事業の実施場所は、子育て関連施設やその他市が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所とする。

(関係機関との連携)

第10条 市及び事業者は、関係機関、学校、地域団体との必要な連携が図られる体制づくりに努めることとする。

(利用手続及び決定等)

第11条 本事業を利用しようとする者は、利用申込書（様式第1号）を毎年度市長に提出する。

2 市長は、利用の可否等を決定し、当該申込者に利用決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第5条に定める要件に該当しなくなった時又は市長が不適当と認めるときは当該利用を取り消し又は一時停止することができる。

4 その他市長が必要と認める場合は、第1項及び第2項に規定する利用手続き

を経ることなく、利用決定等を行うことができる。

(利用者負担)

第 1 2 条 本事業の利用者負担額は原則徴収しない。やむを得ず徴収が必要な場合は、予め市に報告し、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとするが、費用を徴収する場合には、特に支援を要する家庭に事業を提供する趣旨を踏まえ、用途を明確にし、実費以外は徴収しないなど、必要最低限とする。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。